

(参考) 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例 (一般例)

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉販売に際しての質量の計量 ・ ガソリン販売に際しての体積の計量 ・ タクシーの料金算出に際しての距離の計量 ・ 農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 ・ 服地販売に際しての長さの計量 ・ 倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 ・ 宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 ・ 委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 ・ 店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量 (材料の調合、長さのチェック等) ・ 家庭内での計量 (日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等) ・ 友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量 (業務上とは認めがたいもの) ・ たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 ・ 国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 ・ 土地の登記に際して行う面積の計量 ・ 工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 ・ 病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客に体重を計ってもらうために店頭で設置されたはかりを使用しての体重の計量 (単なる自己の健康管理用) ・ 研究所等が内部的に行う各種の計量